

○東松山市保育園設置及び管理条例施行規則

昭和54年3月31日

規則第6号

改正 昭和56年4月1日規則第6号

昭和62年4月1日規則第10号

平成7年10月1日規則第31号

平成11年3月31日規則第14号

平成26年12月4日規則第50号

平成27年3月27日規則第14号

平成28年3月31日規則第30号

東松山市保育所設置及び管理条例施行規則（昭和40年東松山市規則第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、東松山市保育園設置及び管理条例（昭和54年東松山市条例第13号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、保育園の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 園長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所管業務を掌理する。

2 保育士は、園長の命を受け、保育業務に従事する。

（帳簿）

第3条 保育園に次の帳簿を備える。

- (1) 保育日誌
- (2) 児童票
- (3) 出席簿
- (4) 事務日誌
- (5) その他必要な帳簿

（保護者との連絡）

第4条 園長は、保護者の理解と協力を得て保育効果を昂めるため、随時に家庭訪問又は保護者会を開催することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 条例第9条第1項の規定による申請は、市長が指定する期限までに指定管理者指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 定款の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 事業年度の事業報告書、収支計算書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (3) 事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 条例第10条各号に掲げる業務の実施に関する計画を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定等)

第6条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定した法人又はその他の団体(以下「指定団体」という。)に対し、公の施設の指定管理者指定等通知書(様式第2号)によりその旨を通知するとともに、次に掲げる事項について、速やかに告示するものとする。

- (1) 指定をした日
- (2) 管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 指定団体の名称及び事務所の所在地
- (4) 指定の期間

2 市長及び指定団体は、保育園の管理に関する協定を締結しなければならない。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、条例第12条の規定により指定を取り消し、又は期間を定めての管理業務の全部若しくは一部の停止(以下この条において「指定の取消し等」という。)を命じた場合は、公の施設の指定管理者指定取消し等通知

書（様式第3号）によりその旨を通知するとともに、次に掲げる事項について、速やかに告示するものとする。

- (1) 指定の取消し等を命じた日
- (2) 指定の取消し等を命じられた指定団体が管理を行っていた公の施設の名称
- (3) 指定の取消し等を命じられた指定団体の名称及び事務所の所在地
- (4) 期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、その期間と当該業務の範囲
(事業報告書)

第8条 指定団体は、毎年度終了後、保育園の管理業務に関し事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年10月1日規則第31号）

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第14号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月4日規則第50号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条を第9条とし、第4条の次に4条を加える改正規定（第5条及び第6条に係る部分に限る。）及び附則の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第14号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の東松山市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の東松山市個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の東松山市職員駐車場使用規則、第6条の規定による改正前の東松山市税に関する文書の様式を定める規則、第7条の規定による改正前の東松山市分担金徴収条例施行規則、第8条の規定による改正前の東松山市市民福祉センター条例施行規則、第9条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則、第10条の規定による改正前の東松山市生活保護法施行細則、第11条の規定による改正前の東松山市子ども医療費支給に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の東松山市保育園設置及び管理条例施行規則、第13条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設等利用者負担金額に関する規則、第14条の規定による改正前の東松山市家庭的保育事業等設置認可等規則、第15条の規定による改正前の東松山市保育施設の利用調整等に関する規則、第16条の規定による改正前の東松山市児童手当事務処理規則、第17条の規定による改正前の東松山市子ども手当事務処理規則、第18条の規定による改正前の東松山市平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく子ども手当事務処理規則、第19条の規定による改正前の東松山市放課後児童クラブ条例施行規則、第20条の規定による改正前の東松山市ひとり親家

庭等の医療費の支給に関する条例施行規則、第 2 1 条の規定による改正前の東松山市保育の必要性の認定基準等を定める条例施行規則、第 2 2 条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則、第 2 3 条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第 2 4 条の規定による改正前の東松山市基準該当障害福祉サービス及び基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則、第 2 5 条の規定による改正前の東松山市身体障害者福祉法施行細則、第 2 6 条の規定による改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則、第 2 7 条の規定による改正前の東松山市障害者就労支援センター条例施行規則、第 2 8 条の規定による改正前の東松山市難病患者見舞金支給条例施行規則、第 2 9 条の規定による改正前の東松山市ホームヘルプサービス等手数料条例施行規則、第 3 0 条の規定による改正前の東松山市老人福祉法施行細則、第 3 1 条の規定による改正前の東松山市後期高齢者医療に関する条例施行規則、第 3 2 条の規定による改正前の東松山市国民健康保険に関する規則、第 3 3 条の規定による改正前の東松山市国民健康保険税条例施行規則、第 3 4 条の規定による改正前の東松山市介護保険条例施行規則、第 3 5 条の規定による改正前の東松山市母子保健法施行細則、第 3 6 条の規定による改正前の東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第 3 7 条の規定による改正前の東松山市空き地の環境保全に関する条例施行規則、第 3 8 条の規定による改正前の東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例施行規則、第 3 9 条の規定による改正前の東松山のまちをみんなで美しくする条例施行規則、第 4 0 条の規定による改正前の東松山市化石と自然の体験館条例施行規則、第 4 1 条の規定による改正前の東松山市法定外公共物管理条例施行規則、第 4 2 条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地認定事務規則、第 4 3 条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務規則、第 4 4 条の規定による改正前の東松山市地区計画区域内における建築物

の緑化率の最低限度に関する条例施行規則、第45条の規定による改正前の東松山市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則、第46条の規定による改正前の東松山市土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付に関する規則、第47条の規定による改正前の東松山市ステーションビル管理規則、第48条の規定による改正前の東松山市箭弓町広場イベントスペース使用規則、第49条の規定による改正前の東松山都市計画東松山市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則、第50条の規定による改正前の東松山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する規則、第51条の規定による改正前の東松山市知的障害者福祉法施行細則、第52条の規定による改正前の東松山市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則及び第53条の規定による改正前の東松山市障害児通所給付費等の支給等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

指定管理者の指定を受けたいので、東松山市保育園設置及び管理条例第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 指定管理者として指定を受けようとする公の施設の名称

2 添付書類

① 事業計画書

② その他規則に定める書類

様式第2号（第6条関係）

公の施設の指定管理者指定等通知書

年 月 日

様

東松山市長

印

下記施設について、指定管理者に指定されましたので通知します。

記

- 1 指定管理者として管理を行う公の施設の名称
- 2 指定の期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 備考

様式第3号（第7条関係）

公の施設の指定管理者指定取消し等通知書

年 月 日
様
東松山市長 印

指定管理者の指定の取消し等について、下記のとおり通知します。

記

指定の取消し等の決定事項

(1) 内容

- ・ 指定を取り消します。
- ・ 業務の停止を命じます。

(2) 理由

(3) 指定管理者として管理を行っていた公の施設の名称

(4) 指定取消し日 年 月 日

(5) 業務停止の期間と業務の範囲

年 月 日から 年 月 日

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に東松山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の通知を受けた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを、東松山市を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において東松山市を代表する者は、東松山市長です。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)